

平成28年(ワ)第758号等 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

原告第24準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2020年7月27日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	代
同	山本妙	
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	安藤博	代
同	樽井直樹	代
同	原秀一	代
同	清水勉	代
同	武藤糾明	代

記

第1 原告らの主張

1 はじめに

特定秘密保護法の別表で定めている3号（特定有害活動の防止）、4号（テロリズムの防止）は警察庁が秘密指定する、警備公安情報のうちの特に秘匿性の高い情報である。これらの特定秘密を取り扱うのは警察庁警備局と警視庁公安部、道府県警備部である。これほど秘匿性の高くない行政秘密情報も警察庁警備局と警視庁公安部、道府県警備部で扱われる。以下に説明するように、特定秘密については収集する情報の類型を具体的に公表している。

本件で問題にしている個人情報はいずれの対比からして秘匿性が明らかに低いのであるから、特定秘密以上より具体的な類型を説明できるはずである。それが未だに裁判手続においてすら示せていないのは、合理的な運用基準が設定されておらず、恣意的な運用がなされているからだと解さざるを得ない。

2 特定秘密を指定している行政機関

2014年12月に施行された特定秘密保護法では、何を国民に見せない秘匿性の極めて高い情報として指定するかを別表で4つの類型にわけて規定している（3条1項）。1号：防衛、2号：外交、3号：特定有害活動の防止、4号：テロリズムの防止である。

4つの類型のうち、3号の特定有害活動、4号のテロリズムは日本語として内容が定まっておらず曖昧であることから、特定秘密保護法では、特定有害活動を、「公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するため

の活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの」と定義し、テロリズムを、「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と定義している（12条2項1号）。いずれも公安警察活動に関する情報であることを窺わせる。「特定有害活動」をする人、「テロリズム」に関わる人に関する情報が含まれている。

政府は、毎年、国会に特定秘密保護法の運用状況を報告しているが、2020年の報告書によれば、3号を理由に指定されている特定秘密は全部で37件ある。そのうち25件を警察庁が、12件を公安調査庁が指定している。4号を理由に指定されている特定秘密は27件である。そのうち18件を警察庁が、6件を公安調査庁が、2件を外務省が、1件を内閣官房が指定している。警察庁が圧倒的に多いのがわかる。

上記の定義から明らかなように、警察庁内で特定秘密を指定している部署は警備局である。

3 警察庁が国会に報告している特定秘密の概要

政府は、特定秘密の指定・指定解除状況をできるだけ可視化するために、特定秘密保護法19条の規定に基づき、2014年12月10日以降の秘密指定状況（防衛省が旧自衛隊法96条2項で指定した「防衛秘密」を含む（附則5条））を、毎年1回、国会に報告し、公表している

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jyouhouhozen/index.html#eighth>。

政府が、2015年以降、国会に報告した、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」によると、特定秘密保護法施行後、警察庁は以下の情報を特定秘密に指定している。

(1) 2015年6月公表（2014年12月10日～同月31日）（甲5の1）

3号指定した情報類型は15件であり、4号指定した情報類型は3件であった。内訳については、「①特殊部隊等の戦術及び運用に関する情報を1件、②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報を11件、③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報を1件、④テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報を2件、⑤外国政府との情報協力業務に関する情報を1件、⑥人的情報の収集に関する情報を1件、⑦海外との連絡に用いる暗号に関する情報を1件、特定秘密として指定し」ているだけで、どれが3号指定か4号指定かの説明はない。

(2) 2016年4月公表(2015年1月1日～同年12月31日)(甲5の2)

3号指定した情報類型は、①2015年中に収集・分析により得られた、特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報(3-⑥)※を1件、②2015年中に行った外国の政府等との情報協力業務に関する情報(3-⑦)を1件、③2015年中に警察の人的情報源等となった者に関する情報(3-⑨)を1件であり、4号指定した情報類型は、④2015年中に策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報(4-①)を1件、⑤平成27年中に収集・分析により得られた、テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報(4-⑤)を2件であった。

※ 2016年公表分以降は、各情報の末尾に(3-⑥)という数字が付されている。3は別表第3号、⑥は第3号情報を事項ごとに細分化した6番目(ロ【特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】のうちの「a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】」を指す(甲6参照)。以下、同様。

(3) 2017年5月公表(2016年1月1日～同年12月31日)(甲5の3)

3号指定した情報類型は、①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報(3-⑥)を3件、②外国の政府等との情報協力業務に関する情報(3-⑦)を3件、③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(3-⑨)を11件、④警察の人的情報源等となった者に関する情報(3-⑨)を2件、⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報(3-⑩)を1件であり、4号指定した情報類型は、⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報(4-①)を3件、⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報(4-⑤)を6件であった。

(4) 2018年5月公表(2017年1月1日～同年12月31日)(甲5の4)

3号指定した情報類型は、①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報(3-⑥)を4件、②外国の政府等との情報協力業務に関する情報(3-⑦)を4件、③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(3-⑨)を11件、④警察の人的情報源等となった者に関する情報(3-⑨)を2件、⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報(3-⑩)を1件であり、4号指定した情報類型は、⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報(4-①)を4件、⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報(4-⑤)を8件であった。

(5) 2019年6月公表(2018年1月1日～同年12月31日)(甲5の5)

3号指定した情報類型は、①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関

員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報（3-⑥）を4件、②外国の政府等との情報協力業務に関する情報（3-⑦）を5件、③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（3-⑨）を11件、④警察の人的情報源等となった者に関する情報（3-⑨）を2件、⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報（3-⑩）を1件であり、4号指定した情報類型は、⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（4-①）を5件、⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（4-⑤）を10件であった。

(6) 2020年6月公表(2019年1月1日～同年12月31日)(甲5の6)

3号指定した情報類型は、①令和元年中に行った外国の政府等との情報協力業務に関する情報（3-⑦）を1件、②令和元年中に警察の人的情報源等となった者に関する情報（3-⑨）を1件、4号指定した情報類型は、③令和元年中に策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（4-①）を1件、④令和元年中に収集・分析により得られた、テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（4-⑤）を2件であった。

(7) 個人情報の収集

「特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報」は、「意思及び能力」という表記からわかるように個別の人に関する情報である。「テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報」の「意思及び能力」も同じ意味である。

「人的情報の収集に関する情報」の「人的情報」はスパイのことである。

「特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報」は、個人を識別した情報である。

「警察の人的情報源等となった者に関する情報」は、個人を識別した情報である。

「テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報」は、個人を識別した情報である。

「特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報」は、個人を識別した情報である。

これらの記述から、警察庁警備局が収集した個人情報の一部を特定秘密として指定していることがわかる。

4 都道府県警察

特定秘密を扱う行政機関は、原則として、国の行政機関に限っている（特定秘密保護法2条）。その例外が都道府県警察である。特定秘密保護法では、「警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。」（7条）と規定している。3号及び4号の特定秘密を指定するのは警察庁であるが、都道府県警察が公安警察業務で扱っているのである。政府の年次報告書で、特定秘密を指定する警察組織としては警察庁だけが挙がっていて、保有状況及び取り扱うことができる者の人数については警察庁と都道府県警察を分けて報告しているのはこのためである。

都道府県警察内においても、全国の警察で特定秘密を取り扱える警察官の人数が3,870人（2019年末時点）しかいない。これは、公安警察情報は都道府県警察と警察庁の間において公安担当の警察官に限られているからである。

5 「公共の安全と秩序の維持」

被告国は、公安警察活動としての情報収集の根拠を警察法2条1項に置いている。そうだとすると、特定秘密の指定とこれに関する情報の収集・保有・利用という業務も、警察法2条1項（「公共の安全と秩序の維持」）に基盤を置いているものと解される。

6 原告らの個人情報の特定秘密への該当性

ところで、原告らはだれも、特定有害活動を行っていないし、国際テロ活動にも国内テロ活動を行おうとする個人や団体に関与していないし、スパイ活動を行っている者でもない。したがって、原告らの個人情報が特定秘密保護法に基づいて収集されていることは考えられない。

原告らが公安警察によって個人情報を収集されている理由乃至類型はこれ以外ということになる。

7 個人情報を収集する類型を明らかにしない不合理性

特定秘密保護法の成立の前後における行政実務では、特定秘密に相当する秘匿性の高い情報が事実上あったはずである（旧自衛隊法にはすでに防衛秘密に関する規定があった。特定秘密保護法附則4条乃至6条参照）が、特定秘密保護法制定後、運用基準で特定秘密に指定した情報の類型を公表するようになっても、それによって特定秘密の運用に支障を生じているという指摘はない。

そうだとすれば、特定秘密より秘匿性が明らかに低い情報（個人情報を含む）の収集状況について、具体的に分類説明をしたとしても公安警察活動に支障が生じるとは考えられない。被告らの異常な頑な態度は、岐阜県警警備部及び警察庁警備局による原告らの個人情報の収集・保有・利用が、岐阜県警警備部及び警察庁警備局の内規を逸脱しているからである。

第2 求釈明

国や地域の治安にとって危険な行為をしている者、あるいはしようとしている者の活動を未然に防ぐ公安警察活動には重要な社会的意義があると考えたとすると、公安警察活動においては、個別具体的な特定の人々の行動や言動を継続的に監視し、それを警察内部で記録し組織的に共有し、組織として対策を検討し、特定の人々の行動をけん制する活動を行うことになる。この場合、特定秘密保護法による特定秘密の指定対象者が限定されているように、公安警察活動における監視対象者も一定の基準によって限定されている。そうしなければ、組織的継続的な活動として監視活動ができないからである。

そこで、被告らにおいて、それぞれ、特定秘密の対象者以外にどのような人について個人情報を収集することになっているのかを、少なくとも、特定秘密保護法19条に基づいて作成される報告書に記載されている程度には明らかにされたい。

以上